

★開発行為に伴う届出等について（参考） ※裏面も確認してください。

※行為の規模、種類によっては、別途、他法令に基づく申請・届出等が必要となる場合があります。

関連部署	市役所 窓口No.	担当窓口所在	電話番号	備 考
国	—	環境省 中部地方環境事務所 伊勢志摩国立公園 管理事務所	(0599) 43-2210	国立公園特別地域では、造成、工作物の設置、伐採等の各種行為について許可申請が必要です。 国立公園普通地域では、造成、一定の規模を超える工作物の設置等について届出が必要です。 なお、来所する際は事前に事務所へのお電話をお願いいたします。
県	—	志摩建設事務所 建築開発課	(0599) 43-9651	3000㎡以上の開発であれば届出が必要な場合があります。
	—	南勢志摩地域活性化局 環境室 環境課	(0596) 27-5405	土地の形質の変更部分が3000㎡以上である場合、土壌汚染対策法に基づき、「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出が必要です。 3000㎡以上かつ高さが1mを超える土砂等の埋立等を行う場合は、「三重県土砂等の埋め立てに関する条例」に基づき許可を受ける必要があります。
	—	伊勢農林水産事務所 森林・林業室	(0596) 27-5265	地域森林計画対象民有林において、開発する森林面積が1haを超える場合、林地開発の許可が必要です。（※令和5年4月1日より、森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その面積が0.5ヘクタールを超えるものは、林地開発許可制度の対象となります。） 保安林内において、立竹木の伐採や開墾その他土地の形質を変更する行為などを行う場合、事前に許可申請又は届出が必要です。 また、知事が指定する水源区域内の森林の土地取引については、県に事前届出が必要です。 1haを超える規模の自然地が含まれる開発行為を行う場合は、事前に三重県自然環境保全条例に基づく届出が必要です。
	—	地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課	(059) 224-2010	一定面積以上の土地の売買等をする場合は、「国土利用計画法」に基づく届出が必要です。（届出先は、志摩市都市計画課となります。） ・都市計画区域内 5,000㎡以上 ・都市計画区域外 10,000㎡以上

★開発行為に伴う届出等について（参考） ※裏面も確認してください。

※行為の規模、種類によっては、別途、他法令に基づく申請・届出等が必要となる場合があります。

関連部署	市役所 窓口No.	担当窓口所在	電話番号	備 考
生涯学習 スポーツ課	21	市役所庁舎内3F	(0599) 44-0339	土地の掘削（住宅や倉庫などの建設・建て替え、私道の建設、駐車場や太陽光発電、農地などによる土地の造成、土取りなど）を行う場合、文化財保護法第93条に基づく届出が必要な地域があります。該当地域は窓口及び市ホームページで確認できます。 また、1000㎡以上の造成を行う場合は、市職員による埋蔵文化財の分布調査を行う場合があります。
農林課 (農業委員会)	14	市役所庁舎内3F	(0599) 44-0288	森林の伐採を伴う場合、届出が必要となる地域があります。 森林の土地の所有権の移転を伴う場合、届出が必要となる地域があります。 農道や水路などの加工占用を行う場合、許可が必要となることから事前に協議が必要です。 農地の場合は、農地転用が必要です。
都市計画課	17	市役所庁舎内3F	(0599) 44-0305	3000㎡以上の造成、あるいは高さが5m以上、長さが10m以上の法面が発生する場合は、「志摩市景観条例」に基づく届出が必要となります。 また、建築物や工作物についても、規模により届出が必要となる場合があります。
建設整備課	18	市役所庁舎内3F	(0599) 44-0304	開発行為に伴い、市道・里道・水路の境界立会、加工申請、占用申請が必要となる場合があります。
環境・ ごみ対策課	2	市役所庁舎内1F	(0599) 44-0228	1000㎡以上の造成を伴う場合は、「志摩市の自然と環境の保全に関する条例」に基づき、「自然環境保全に関する届出書」の提出が必要です。 また、太陽光発電設備を設置する場合は、事業区域の面積が1000㎡以上のもの、又は発電出力が50kW以上のもの、若しくは海上を含む水域に設置するものについては、「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」に基づき事前の調整と届出が必要となります。